

【暴力団と特殊詐欺】

1 特殊詐欺の検挙状況

去る5月25日、警察庁から令和2年における特殊詐欺の認知・検挙状況などに関する各種のデータが公表されました。

特殊詐欺とは、「被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝を含む。）の総称」のことです。一般的には、親族などになりすますオレオレ詐欺をイメージされる方が多いのではないかと思います。警察の広報や啓発活動により被害の状況が周知されることで、あるいはその時々々の社会情勢に応じて、犯罪の手口が次第に巧妙化していくのも特徴といえるでしょう。

このデータでは、令和2年の特殊詐欺全体の被害総額は約285.2億円とされています。過去最高となった平成26年の被害額（565.5億円）と比較すると半減していますが、それでも一日あたり8000万円近いお金がだまし取られているというから驚きです。



2 暴力団と特殊詐欺との深い関わり

警察庁のデータには、令和2年に特殊詐欺の容疑で検挙された暴力団構成員に関する情報も含まれています。

これによると、犯行グループの中核にいる主犯被疑者（グループリーダーや首謀者など）のうち45%が暴力団構成員とされています。また、出し子・受け子などの指示役のうち46%、リクルーター（組織詐欺の受け子になるよう第三者を勧誘し、詐欺グループに引き入れる人間のこと）のうち34.2%が暴力団構成員とされていますから、暴力団が特殊詐欺に深く関与し、有力な資金源（シノギ）としていることは明らかだといえそうです。

民暴弁護士が暴力団組長を相手取って裁判を起こし、特殊詐欺による被害回復に尽力していることは、過去の民暴弁護士だよりをお読み頂いている皆様はご存知のことと思います。

3 受け子として使われる少年達

さて、上記の警察庁のデータには、他にも気になる情報があります。

特殊詐欺の受け子（お金を騙しとる相手から現金を直接受け取ったり、宅配便などで送られてきた現金の入った荷物を受け取る役目をする者）のうち、5

人に1人が少年（未成年者）だということです。

このような犯罪に未成年者が関わっているということは、一般的な感覚では意外なことかもしれません。しかし、私自身も刑事事件において弁護士・付添人を担当していますが、受け子として特殊詐欺に加担し、逮捕されてしまった若年層（高校生どころか中学生も！）が確かに存在しているのです。

彼ら（といっても女の子もいます。）に話を聞いてみますと、多くは遊ぶ金ほしさに仕事を探しているうちに、知り合いの知り合い（当然よからぬ人物でしょう。）やSNS等で勧誘を受け、極めて軽い気持ちで、場合によっては、アルバイトのような感覚で、犯罪に関わるようになっていきます。

彼らは、見知らぬお年寄りから大金（時には100万円を超えることもあります。）を受け取ったり、キャッシュカードを預かって限度額いっぱいをおろしたりするわけですが、その際、被害者の前に姿を現すことになり、ATMに設置された防犯カメラにもはっきり顔が記録されています。多くの受け子は、こういったところから足がついて、検挙されています。

したがって、特殊詐欺において、受け子をもっとも検挙されやすいのは疑いようのないところですが、彼らは指示役の人間から「グレーな仕事だから大丈夫。」とか、「警察に捕まっても、黙秘していれば釈放される。」などと説明を受けているようで、警察に捕まるまでは、あまり深刻に考えることもないようです。

犯罪に加担した報酬としては、被害者から奪った金額のうち数パーセントを受け取るのが一般的なようです。時には一日に数万円から数十万円を稼げることもあるため、若年層にとっては魅力的に感じてしまうのかもしれませんが、検挙され、処分を受けるリスクに見合っていないことは間違いないことでしょう。

しかし彼らは、逮捕されるまではそんなことも理解できていなかったのです。

4 暴力団の罪深さ

特殊詐欺に関わった少年達は、当然ながら、自らの軽率さ、浅はかさに対する報いは受けなくてはなりません。少年法上の処分を受けることはもちろん、自分が奪ったお金を何とかして被害者に返済しなくてはなりません。

しかし、私が彼らの弁護をしてきて思うのは、社会経験のない、判断力にも乏しい未成年者に甘言を弄して近づき、彼らに検挙の可能性が極めて高い行為をやらせておきながら、自分達は安全な場所にいたまま、ほぼ全ての犯罪収益を吸い上げてしまうという暴力団の卑劣さ、罪深さです。

暴力団に自らの行為の責任を取らせるために、第一には警察による捜査を大いに期待したいところですが、それだけでは奪われた大事なお金は戻ってきませんし、少年を犯罪に引き込んだツケを払わせることになりません。

私も民暴弁護士として、他の先生方と一致団結し、今後も訴訟等を通じて被害回復を図っていくことに全力を尽くし、特殊詐欺の撲滅に向けて微力を尽く

したいと思います。

また、私個人としては、今後も少年事件に携わって、彼らの更生に協力していきたいと考えているところです。

寄稿者

さいたま市浦和区高砂 2-1-16 浦和大熊ビル 6 階
田島・佐世法律事務所 TEL 048-822-8055
埼玉弁護士会所属
民事介入暴力対策委員会委員
弁護士 井合 翼

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.152」から編集したものです。